

社会福祉法人 芽ばえの郷 役員報酬等に関する規定

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人 芽ばえの郷（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号にさだめるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬等

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬額は年間250,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間150,000円以内とする。

3 各々の役員及び評議員の報酬額は、理事会にて決定し、評議員会の承認を得て決めるものとする。

4 この法人の役員報酬等額は、理事会、評議員会に出席の都度、謝金として一人一律5,000円とする。但し、勤務時間内に開催された際、報酬は支給されない。

5 この法人の監事は、理事会、評議員会が同日に行われた際、謝金として一人一律6,000円とする。

6 この法人の監事は、監査立ち合いの都度、謝金として一人一律7,000円とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規程に準じて支給す

ることができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

第3章 慶弔

(傷病見舞金)

第8条 役員等が傷病により、入院が継続して1週間以上又は自宅療養が15日以上及んだときは、慶弔規定に定める傷病見舞金を支給する。

(慶弔金)

第9条 役員等が死亡したときは、慶弔規定の定めにより弔慰金を支給する。

第4章 公表

(公表)

第10条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

この細則は、平成29年6月22日から施行する

この細則は、令和元年6月27日から施行する